

保 険 ・ 年 金

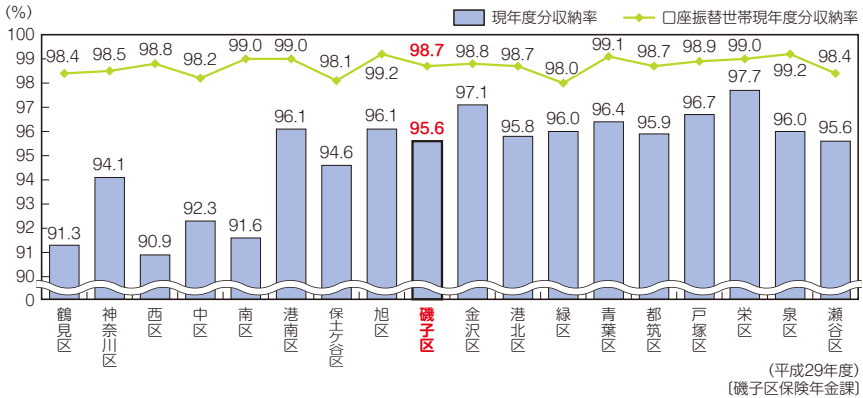
～磯子区の現年度分収納率は前年度を上回り、約0.7ポイント上昇～

| | 国民健康保険被保険者数（加入率） | 後期高齢者医療制度被保険者数 |
|-----|------------------|----------------|
| 磯子区 | 34,581人（20.6%） | 22,204人 |
| 横浜市 | 740,077人（19.8%） | 430,640人 |

（平成30年3月31日現在）

平成29年度の磯子区の現年度分収納率は18区中11位、口座振替を利用している世帯の収納率は10位となっています。全国的に口座振替率の向上が収納率の向上につながる傾向があります。

〈現年度分収納率と口座振替世帯現年度分収納率〉



〈国民皆保険制度とは?〉

日本では、病気やけがをした場合に、その経済的な負担を軽減し、安心して治療が受けられるように、必ずすべての方が何らかの医療保険制度に加入することになっています。これを国民皆保険制度といい、会社などの健康保険（健康保険組合、共済組合、協会けんぽなど）、後期高齢者医療制度に加入している方、生活保護を受けている方を除き、国民健康保険に加入しなければならないこととなっています。

〈国民年金のおはなし〉

日本に住む20歳以上60歳未満の方はすべて国民年金に加入し、保険料を納付することが義務づけられています。保険料を納付することで、老後の生活を支える「**老齢基礎年金**」だけでなく、事故や病気で障害が残った時には「**障害基礎年金**」、家計を支えていた方が亡くなったときには「**遺族基礎年金**」などを受け取ることができます。老後や万が一の時に備えて、忘れずに加入手続きを行い、保険料を納めましょう。

保険料の納付が困難な場合は、**免除制度**（申請免除」「納付猶予^(※)」「学生納付特例）を利用しましょう。

※「納付猶予制度」は平成28年7月から、対象年齢がこれまでの30歳未満から50歳未満に拡大しました。（平成37年（2025年）6月までの時限措置）